

認可外保育施設に対する指導監督の充実・強化について

◎ 趣旨

認可外保育施設に対する指導監督のさらなる充実・強化に向けて新たに実施する取組について、報告するもの

1 本市の児童福祉施設等に対する指導監査の概要

- 本市が所管する児童福祉施設のうち、保育所、幼保連携型認定こども園などの認可施設・事業に対しては、児童福祉法や認定こども園法等に基づき、年に1回指導監査を実施している。
- なお、認可外保育施設については、児童福祉法のほか、厚労省通知による「認可外保育施設指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」等に基づいて、立入調査を行うなど、適切に指導監督を行っており、今後引き続き実施するものである。
- そのような中、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行されたことにより、認可外保育施設の地域型保育事業への移行を積極的に推進する必要があることなどから、指導監督のさらなる充実・強化に向けた取り組みを行う。

2 指導監督のさらなる充実・強化に向けた取り組み

(1) 関係課（建築指導課・消防）と連携した立入調査の実施

ア 概要

- 消防及び建築指導課と合同で立入調査を行うことで、消防の指導を児童福祉の観点から補強できるなど、指導の実効性が高まることから、施設の状況等に応じて、関係課と合同で立入調査を行う。（今年度の日程：7月27日～8月7日）
- これにより、建物全体の消防・防災設備の適合状況や安全性を専門的な視点で確認し、法令により基準が異なる場合に厳しい基準による指導を実施することで、各法令に合う指導ができるようになり、建物の所有者・管理者への指導を効果的に行うことができる。

イ 対象

- 消防法における防火対象施設（保育施設の部分が50㎡超）のうち、今年度の消防査察が未実施の施設（14か所）について、消防と合同での立入調査を行うこととする。
- 建築基準法上の児童福祉施設に位置付けられる施設（保育施設の部分が100㎡超・6か所）について、建築指導課と合同で立入調査を行う。なお、該当する6施設は、消防との合同立入調査の対象でもあることから、3課合同で立入調査を行う。

	面積（㎡）	対象施設数
消防・建築指導課と合同	100超	6
消防と合同	50～100	8
計		14

※今年度の立入調査の対象となる認可外保育施設は33施設

## (2) 関係課との連携体制の確立

- ・ 施設の状況や立入調査の結果など情報の共有化を図るため、3課で連絡調整会議を開催（定例年2回、その他必要に応じて）するとともに、継続的な指導の必要がある施設については、各法令等に基づき連携して指導等を行う。
- ・ 合同立入調査を行う施設以外についても、消防及び建築指導課と同じ視点で子ども未来課が単独で立入調査を行い、疑義が生じた場合は関係課と連携して対応を図る。

## (3) 夜間の立入調査の実施

- ・ 夜間開所する認可外保育施設について、先進地である東京都の事例を参考に、これまで実施していた日中の立入調査にくわえて、夜間にも立入調査を実施し、実際の保育の状況を確認する。

対象施設	20時以降の保育を常時運営する9施設
調査事項	夜間の保育の内容、保育従事者の保育姿勢、等
実施時期	9月～10月頃
実施時間	18時～19時（最も利用者が多く繁忙になる時間帯）を基本とする

## (4) 立入調査の頻度の見直し

- ・ これまで、認可外保育施設に対し、運営状況報告を年1回徴収し、届出対象施設（18施設）には1年に1回、届出対象外施設（31施設）には3年に1回、立入調査を実施していたところであるが、今年度からは、届出対象施設は引き続き年1回、届出対象外施設は2年に1回、立入調査を実施する。

※届出対象施設…1日に6名以上の児童を預かる。事業開始にあたり届出が必要。

届出対象外施設…1日に5名以下の児童を預かる施設で、その旨を約款等に明記している。

## 3 国における「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の状況等

- ・ 現在、内閣府、文部科学省、厚生労働省が設置した「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」において、保育事故の発生や再発の防止に向けた対応のあり方について検討が進められている。
- ・ この検討会において「事故の発生防止（予防）のためのガイドライン」、「再発防止のために必要な事後的な検証のあり方」のほか、指導監査の要綱の改正案等が、今年度中に示される予定である。
- ・ 今後、これら国の動向を注視し、検討結果を踏まえて、本市における認可外保育施設に対する指導監督のあり方を見直す予定であるが、それまでの間、指導監督のさらなる充実・強化に向けて、上記に示した取り組みを進める。